

令和5年第4回

瑞浪市議会定例会議案

令和5年8月29日

目 次

議第 6 3 号	瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 6 4 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 6 5 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	3
議第 6 6 号	瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 6 7 号	瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 6 8 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 2
議第 7 0 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 3
議第 7 1 号	第 7 次瑞浪市総合計画基本構想を定めることについて……………	1 4
議第 7 2 号	財産の処分について……………	1 5
議第 7 3 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 7 4 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 7 5 号	市道路線の認定について……………	1 8
議第 7 6 号	市道路線の認定について……………	1 9
議第 7 7 号	市道路線の認定について……………	2 0
議第 7 8 号	市道路線の認定について……………	2 1
議第 7 9 号	市道路線の認定について……………	2 2
議第 8 0 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）……………	2 3
議第 8 1 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）……………	2 6
議第 8 2 号	令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	3 2
議第 8 3 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	3 4
議第 8 4 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	3 6
議第 8 5 号	令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	3 9
議第 8 6 号	令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 1

認第1号	令和4年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	43
認第2号	令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について…	44
認第3号	令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……	45
認第4号	令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	46
認第5号	令和4年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について……………	47
認第6号	令和4年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	48
認第7号	令和4年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	49

議第63号

瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表防疫手当の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第64号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による申請については、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議第 6 5 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(瑞浪市税条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市税条例(昭和 2 9 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第 2 1 条及び第 2 2 条を次のように改める。

第 2 1 条及び第 2 2 条 削除

(瑞浪市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市国民健康保険条例(昭和 3 4 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 2 条を次のように改める。

第 2 2 条 削除

(瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 3 条 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 4 4 年条例第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を削る。

(瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 4 条 瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和 6 0 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞浪市督促及び延滞金徴収条例

第1条中「第231条の3第2項」を「第231条の3第1項及び第2項」に、「督促に係る手数料」を「督促」に改める。

第2条を次のように改める。

(督促)

第2条 市長は、諸納付金を納期限までに納入しない者があるときは、その者に対し、納期限後20日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。

(瑞浪市介護保険条例の一部改正)

第5条 瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 瑞浪市道路占用料徴収条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

(瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議第66号

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する
条例

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成12年条例第5
号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

カ 卸売業・小売業 卸売業及び小売業に係る事業で市長が認めるもの
第2条第5号中「又は電気業」を「、電気業、宿泊業又は卸売業・小売業」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第67号

瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が排出する土砂」を「瑞
浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土」に改める。

別表2トン車の項中「3, 100円」を「4, 000円」に改め、同表4
トン車の項中「6, 100円」を「7, 800円」に改め、同表8トン車の
項中「12, 200円」を「15, 600円」に改め、同表10トン車の項
中「15, 300円」を「19, 600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前
においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に処分

する残土から適用し、この条例の施行の日前に処分した残土については、
なお従前の例による。

議第68号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「キュービクル式」を「キュービクル式」に改め、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」を「建築物等」に改め、同条第2項中「キュービクル式」を「キュービクル式」に改める。

第11条の2第1項第4号中「雨水等の侵入防止」を「その筐体は雨水等の浸入防止」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路

上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の部を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃 以外	開放 式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ、キャビネ ット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ	14 kW 以下	100	15 注	15	15 注	注： 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21 kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放 式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ、キャビネ ット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ	14 kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21 kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃 以外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	

	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の瑞浪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、新条例第11条第1項第3号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、新条例第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、

新条例第13条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第69号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
磯 貝 直 美	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第70号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
羽柴誠	※※※※※	※※※※

議第 7 1 号

第 7 次瑞浪市総合計画基本構想を定めることについて

第 7 次瑞浪市総合計画基本構想を別冊のように定めたいので、瑞浪市総合計画策定条例（平成 2 4 年条例第 2 号）第 4 条第 1 項及び瑞浪市議会基本条例（平成 2 6 年条例第 1 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 第 7 次瑞浪市総合計画基本構想

議第72号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 処分の理由 瑞浪クリエーション・パーク内の賃貸借区画用地にて操業中の借受人より、土地購入の申し出があったため

2 処分しようとする土地

所在地	地目	地積(m ²)
瑞浪市山田町字小洞2002番	宅地	3,315.83
瑞浪市山田町字小洞2003番	宅地	2,248.41
合計		5,564.24

3 売却金額 131,419,000円

4 売却の相手方 愛知県北名古屋市井瀬木井の元36番地
株式会社ハナノキ
代表取締役 池山真一郎

議第73号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1687	下沖8号線	下沖町2丁目53番12地先 下沖町2丁目53番7地先	

議第74号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1688	狭間1号線	明世町戸狩字狭間308番10地先 明世町戸狩字狭間308番12地先	

議第75号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1689	河塚3号線	寺河戸町字河塚831番17地先 寺河戸町字河塚831番11地先	

議第76号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1690	野瀬線	稲津町小里字野瀬694番1地先 稲津町小里字野瀬694番21地先	

議第 7 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 9 1	野瀬 1 号線	稲津町小里字野瀬 6 7 3 番 1 地先 稲津町小里字野瀬 6 7 4 番 5 地先	

議第78号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1692	三角線	稲津町小里字三角947番9地先 稲津町小里字三角947番1地先	

議第79号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1693	三角1号線	稲津町小里字三角947番8地先 稲津町小里字三角947番10地先	

議第 80 号

令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 244,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,860,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		116,100	24,400	140,500
	1 繰越金	116,100	24,400	140,500
22 市債		1,131,500	219,600	1,351,100
	1 市債	1,131,500	219,600	1,351,100
歳入合計		16,616,200	244,000	16,860,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,902,631	244,000	2,146,631
	2 清掃費	966,673	244,000	1,210,673
歳出合計		16,616,200	244,000	16,860,200

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
混合焼却施設 設備改修事業	219,600	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

議第 8 1 号

令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 8, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 6 6 8, 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例金 交付金		38,000	1,734	39,734
	1 地方特例金 交付金	38,000	1,734	39,734
13 分担金 及び負担金		29,009	2,924	31,933
	1 分担金	3,385	2,924	6,309
14 使用料 及び手数料		314,823	62,720	377,543
	1 使用料	126,728	62,720	189,448
15 国庫支出金		2,085,951	73,025	2,158,976
	1 国庫負担金	1,340,195	35,117	1,375,312
	2 国庫補助金	736,254	37,908	774,162
16 県支出金		1,029,522	△924	1,028,598
	2 県補助金	358,932	△924	358,008
17 財産収入		77,172	131,419	208,591
	2 財産 売却収入	440	131,419	131,859
19 繰入金		944,604	△1,743	942,861
	1 基金繰入金	920,981	△2,263	918,718
	2 財産区 繰入金	23,623	520	24,143
20 繰越金		140,500	569,925	710,425
	1 繰越金	140,500	569,925	710,425
21 諸収入		295,399	△11,180	284,219
	4 雑入	168,522	△11,180	157,342
22 市債		1,351,100	△19,500	1,331,600
	1 市債	1,351,100	△19,500	1,331,600
歳入合計		16,860,200	808,400	17,668,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,867,016	496,719	2,363,735
	1 総務管理費	1,477,635	494,607	1,972,242
	3 戸籍住民 基本台帳費	132,993	2,112	135,105

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,531,410	35,736	5,567,146
	1 社会福祉費	3,027,978	△5,436	3,022,542
	2 児童福祉費	2,276,786	38,042	2,314,828
	3 生活保護費	226,146	3,130	229,276
4 衛生費		2,146,631	16,503	2,163,134
	1 保健衛生費	804,852	300	805,152
	2 清掃費	1,210,673	16,203	1,226,876
6 農林水産業費		288,071	△2,827	285,244
	1 農業費	239,194	△2,827	236,367
7 商工費		567,415	△21,064	546,351
	1 商工費	567,415	△21,064	546,351
8 土木費		1,560,655	122,492	1,683,147
	2 道路橋梁費	822,209	45,592	867,801
	4 都市計画費	327,129	73,000	400,129
	5 住宅費	92,412	3,900	96,312
	9 消防費	730,176	3,950	734,126
10 教育費		1,851,430	56,532	1,907,962
	3 中学校費	155,413	0	155,413
	4 幼稚園費	180,096	71	180,167
	5 社会教育費	421,672	43,851	465,523
	6 保健体育費	602,189	12,610	614,799
	11 災害復旧費		5,570	102,250
1 土木施設 災害復旧費		3,570	92,050	95,620
3 農林水産業施設 災害復旧費		0	10,200	10,200
12 公債費		1,464,518	△13,091	1,451,427
	1 公債費	1,464,518	△13,091	1,451,427
13 諸支出金		636,534	11,200	647,734
	1 公営企業費	636,534	11,200	647,734
歳出合計		16,860,200	808,400	17,668,600

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	50,000
11 災害復旧費	1 土木施設 災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	52,650

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
広域バス路線運行維持補助金	令和6年度から 令和7年度まで	6,386
地域交流センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	48,735
稲津公民館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	47,000
日吉公民館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	47,000
過年土木施設補助災害復旧工事費	令和6年度	5,850

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
橋梁撤去費 負担金	令和6年度	80,000	補正前に同じ	123,721

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
釜戸公民館 空調改修事業	14,700	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年土木施設補助 災害復旧事業	17,500			
現年土木施設単 独災害復旧事業	39,400			
現年農業用施設補助 災害復旧事業	700			
現年農業用施設単 独災害復旧事業	3,300			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等 購入事業	13,700	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
八伏線道路改良事業	15,300			
県単事業負担事業	18,700			
市営住宅 用途廃止事業	13,600			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
クリーンセンター 機械設備更新事業	16,400	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	12,000	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
臨時財政対策債	120,000				90,600			

議第 8 2 号

令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 3 8, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		100	12,700	12,800
	1 繰越金	100	12,700	12,800
歳入合計		625,400	12,700	638,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		584,532	12,700	597,232
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	584,532	12,700	597,232
歳出合計		625,400	12,700	638,100

議第 8 3 号

令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 7 6, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		5,000	16,400	21,400
	1 繰越金	5,000	16,400	21,400
歳入合計		3,460,000	16,400	3,476,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		5,000	16,400	21,400
	1 償還金及び 還付加算金	5,000	16,400	21,400
歳出合計		3,460,000	16,400	3,476,400

議第 8 4 号

令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 6 2 3, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		4,550	105,500	110,050
	1 繰越金	4,550	105,500	110,050
歳入合計		3,518,200	105,500	3,623,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		4,550	105,500	110,050
	1 償還金及び 還付加算金	4,550	105,500	110,050
歳出合計		3,518,200	105,500	3,623,700

第2表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
情報処理業務委託料(単価契約)	令和5年度から 令和6年度まで	200	補正前に同じ	2,000

議第 8 5 号

令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,132,600 千円	2,600 千円	1,135,200 千円
第 2 項 営業外収益	207,076 千円	2,600 千円	209,676 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,111,800 千円	2,600 千円	1,114,400 千円
第 1 項 営業費用	1,038,525 千円	2,600 千円	1,041,125 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 4 5 1, 4 0 0 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 4 6 7, 1 0 0 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 7, 7 9 1 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 9, 1 4 6 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 4 2 3, 6 0 9 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 4 3 7, 9 5 4 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	120,600 千円	12,200 千円	132,800 千円
第 4 項 補助金	16,250 千円	12,200 千円	28,450 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	572,000 千円	27,900 千円	599,900 千円

第1項	建設改良費	390,223千円	27,100千円	417,323千円
第3項	補助金返還金	0千円	800千円	800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	44,540千円	2,600千円	47,140千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第9条中「52,515千円」を「55,115千円」に改める。

令和5年8月29日

瑞浪市長 水野光二

議第 8 6 号

令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,430,000 千円	14,500 千円	1,444,500 千円
第 2 項 営業外収益	822,807 千円	14,500 千円	837,307 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,421,600 千円	14,500 千円	1,436,100 千円
第 1 項 営業費用	1,132,724 千円	14,500 千円	1,147,224 千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場長寿命化料 工事委託料	令和 6 年 度	1 4 3 , 0 0 0

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	112,047 千円	5,800 千円	117,847 千円

（他会計からの補助金）

第 5 条 予算第 1 0 条中「1 2 3 , 8 1 9 千円」を「1 3 2 , 4 1 9 千円」に改める。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野 光二

認第 1 号

令和 4 年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 令和 4 年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和4年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和4年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第6号

令和4年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

1 令和4年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和4年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて別紙のとおり認定に付する。

令和5年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和4年度瑞浪市下水道事業会計決算